

新型コロナウイルスに関する注意喚起（その8）

令和2年3月17日
在スウェーデン日本国大使館

【ポイント】

●3月17日、スウェーデン政府は、EUでの合意に基づきスウェーデンへの一時的な渡航制限の導入を決定しました。

【本文】

1 3月17日、スウェーデン政府は、EUでの合意に基づき第三国からスウェーデンへの不要不急な渡航を一時的に制限することを決定しました。同決定は3月19日（木）から30日間実施されます。ただし、スウェーデン国籍者や在住者は入国可能とされています。

2 スウェーデンにおいては、引き続き感染者数が増加傾向にあります。

3月17日現在の感染者数の累計は1167名です。

公衆衛生庁ホームページ（感染者数等）

<https://www.folkhalsomyndigheten.se/smittskydd-beredskap/utbrott/aktuella-utbrott/covid-19/aktuellt-epidemiologiskt-lage/>

3 スウェーデンに渡航・滞在中の皆様におかれましては、定期的な手洗い・うがいを励行し、咳エチケットの徹底をはかるとともに、なるべく人混みを避けるなど、基本的な感染予防対策に努めてください。特に外出先から戻ったときなどには、石けんを使った手洗いを励行するとともに、必要に応じエタノール系消毒液なども併用してください。

4 スウェーデン公衆衛生庁は、鼻水、咳又は熱等の症状があり体調が悪いと感じる人はその症状が治った後の2日間を含む期間、自宅に留まり他の人と接触しないよう呼びかけています。症状が悪化したり、治癒しない場合には1177番（スウェーデン医療相談窓口）へ電話し指示を受けてください。新型コロナウイルスの感染・疑いがある旨診断された場合は、当館まで御一報願います。

●スウェーデン外務省（渡航制限）

<https://www.regeringen.se/uds-reseinformation/ud-avrader/>

●世界保健機関（WHO）

<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

● 1177番（スウェーデン医療相談窓口兼医療情報ウェブサイト）

<https://www.1177.se/sjukdomar--besvar/infektioner/ovanliga-infektioner/covid-19-coronavirus/>

● 厚生労働省

○新型コロナウイルスに関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

○感染症情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/index.html

● 外務省：新型コロナウイルス（日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限）

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

（問い合わせ先）

○在スウェーデン日本国大使館

TEL：+46-(0)8-5793-5300（閉館時は緊急電話対応業者につながります）

FAX：+46-(0)8-661-8820

H P：http://www.se.emb-japan.go.jp/

「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願い致します。

URL：https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete